この事業は、院内感染を予防するため、地域(都道府県単位)において、院内 感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等につい て日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支 援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に 委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関(特に独自の感染制御医師(ICD)、感染管理看護師(ICN)等を有しない中小病院、診療所等)からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、 地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告 の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- (3)特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。

在宅緩和ケア対策推進事業実施要綱

1. 目的

在宅において緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者等に対し、総合的な相談・支援や地域における医療関連施設等と人材の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、在宅療養患者及びその家族のQOLの向上に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。また、目的達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体等に委託することができることとする。

3. 事業内容

(1) 在宅緩和ケア支援センター事業

地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点として、在宅緩和ケア支援センター(機能)を設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等の支援を一層推進するものとする。

ア. 主な機能

(ア) 情報収集・提供

緩和ケアに関する国内外の情報収集及び患者・家族、医療関係者への情報 提供

- (イ) 患者・家族向け総合相談(電話相談を含む)
 - 不安、悩み等の相談や地域で受けられる在宅医療サービスに関する相談等
- (ウ) 医療従事者向け相談
 - 患者のマネージメントや医療提供施設間の連携等について
- (エ)講演会等の開催
 - 一般住民向け講演会や医師、看護師、薬剤師、福祉関係者等に対する講習 会等の開催
- (オ) 在宅緩和ケアに必要な機器の展示
- (カ) 地域連携支援

地域における緩和ケアのネットワークを構築するための専門的助言

イ.職員の配置

相談等に対応するため、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の非常 勤職員を配置する。

(2) 在宅緩和ケア推進連絡協議会

在宅緩和ケア推進連絡協議会を設置し、地域における在宅緩和ケアに関する 医療連携の推進及び適切な在宅緩和ケアの提供促進を図る。

ア. 主な機能

(ア) 地域における在宅医療ネットワークの構築

医療機関、訪問看護ステーション、薬局等間の調整と地域連携支援の方策 に関する検討

- (イ) 地域における患者ニーズの把握
 - 緩和ケア等に関する住民の意識調査等の実施
- (ウ) 在宅緩和ケア等に必要な資源(人材、医療機関)の確保に関する検討
- (エ) 在宅緩和ケアの推進状況の評価
- イ. 協議会の構成

協議会は、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等の施設関係者、関係団体、都道府県、市町村等に属するものから構成する。

(3)緩和ケアに関する従事者研修

在宅における緩和ケアに関する従事者(医師、看護師、薬剤師、介護関係者等)に対し、それぞれの業務内容に応じた専門研修を実施し、適切な緩和ケアの提供促進を図る。

4. 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生 労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容 を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

共同利用施設整備事業実施要綱

第1 公的医療機関等による共同利用施設

1 目的

この事業は、公的医療機関等を地域の中心的な医療機関として位置づけ、開放型病棟若しくは共同利用を目的とした高額医療機器を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 施設

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)

(2) 設備

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)

3 運営方法

- (1) 共同利用施設は、共同利用施設運営委員会(以下「運営委員会」という。) を設置し、1の目的に従い運営に関する必要事項を定めるものとする。
- (2) 運営委員会の委員は、市町村、共同利用施設、地域医師会、保健所等に所属する者より構成するものとする。
- (3) 運営委員会は、都道府県に設置された協議組織と密接な連携をとり地域医療計画の一環として整合性のある運営を行うものとする。
- (4) 運営委員会は概ね3ヶ月に1回以上開催するものとする。

4 整備基準

- (1) 共同利用施設は概ね二次医療圏単位に整備するものとする。
- (2) 共同利用施設を整備しようとする者は、事前に圏域内の医師会の同意を得る とともに、保健所、市町村及び都道府県等と調整を行うものとする。

5 整備内容

(1) 施設

- ア 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)
- イ 開放型病棟(病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附

属設備等。ただし、病院に置かれるものに限る。)

(2) 設備

共同利用高額医療機器

第2 地域医療支援病院の共同利用部門

1 目的

この事業は、地域医療支援病院における共同利用部門の体制を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連係と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第4条第1項の規定により地域医療支援病院としての承認を受けた病院の開設者及び承認を受けようとする病院の開設者とする。

3 運営方法

医療法、医療法施行規則及び関係通知の規定に基づき、共同利用を実施すること。

4 整備内容

(1) 施設

- ア 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)
- イ 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附 属設備等。ただし、病院に置かれるものに限る。)

(2) 設備

共同利用高額医療機器

医政発第0325009号 平成17年3月25日 一部改正 医政発第1016003号 平成18年10月16日

内視鏡訓練施設整備事業実施要綱

1 目的

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術(開腹)から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働大臣の認める者とする。(但し、都道府県、市町村を除く。)

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練施設を整備する。

4 対象経費

(1) 設備整備

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル (動物用)、麻酔器、無影灯、 スコープ、光源装置などの購入費

(2) 施設整備

内視鏡手術の訓練施設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又 は工事請負費

医療施設近代化施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

2 交付対象

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及 びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者(ただし、地方公共団体及 び地方独立行政法人を除く。)が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者 職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業

3 交付条件

(1) 病 院(改修(一部増築を含む)により療養病床を整備する病院は除く) (絶対条件)

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次の①から⑨をすべて満たすこと。ただし、前年度以前より医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を受けている病院については、⑥のうち整備完了後に付される条件を除き、医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

- ① 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。
- ② 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上)、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上(改修の場合は16㎡以上)確保すること。
- ③ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比

率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、 他方が80%以上であること。

- ④ 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第18条に基づ く常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、 病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上 配置されている病院であること。
- ⑤ 次に掲げるア〜ヒのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、 整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。
 - ア 平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療 対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院
 - イ 昭和52年7月6日医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備 事業について」に基づく次の病院
 - (ア) 病院群輪番制等に参加している病院
 - (イ) 共同利用型病院
 - (ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
 - ウ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域 医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設
 - エ 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
 - オ 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア 施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
 - カ 昭和59年10月25日健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設 施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
 - キ 平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施 設整備事業の実施について」に基づく周産期医療施設
 - ク 平成6年6月23日健政発第495号健康政策局長通知「研修医のため の研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を 整備する病院
 - ケ 訪問看護ステーション実施病院
 - コ 老人介護支援センター実施病院
 - サ 平成18年厚生労働省告示第93号「基本診療料の施設基準等」に基づ く緩和ケア病棟届出施設
 - シ 外来患者の院外処方箋率が30%を超える病院
 - ス 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院

- セ 平成18年厚生労働省告示第94号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院
- ソ 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第5条第16項に規定 する共同生活援助を実施している精神科病院
- タ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神科病院
- チ 昭和57年4月16日衛発第360号公衆衛生局長通知「精神障害者社 会復帰適応訓練事業の実施について」に基づく精神障害者社会適応訓練事 業を実施している精神科病院
- ツ 平成12年3月31日障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
- テ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護を実施している精神 科病院
- ト 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を実施している精神科病院
- ナ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
- 二 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
- ヌ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
- ネ 障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援を実施している精神科病院
- ノ 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院
- ハ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホームを運営している 精神科病院
- と 都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等 (国が派遣の決定を行うものを含む。)を実施する病院
- ⑥ 上記⑤に掲げるア〜ヒのうち、いずれかに該当する病院については、整備

区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、⑤及び上記規定の適用に当たっては、医療法第30条の4第6項若 しくは第7項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと都 道府県医療審議会の意見を聴いた上で都道府県知事が判断した病床(以下 「特例病床等」という。)の数の増加分を除くことができるものとする。こ の場合において、特例病床等の数の増加分については、国庫補助の対象とな らないものとする。

また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床(特例病床等に係る増床を除く。) しないこと。

- ⑦ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- ⑧ 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。
- ⑨ 精神科病院及び精神病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、 6 床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

(加算条件)

- ⑩ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算をする。
 - ア 患者の療養環境改善の整備
 - イ 医療従事者の職場環境改善の整備
 - ウ 衛生環境改善の整備
 - エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
 - オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備(授乳室、託児室等)
- ① 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。
 - ア 原則として建替整備であること。
 - イ 「厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針」 に基づいた標準マスター(病名、手術・処置、医薬品、検査、医療材料) を使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。
 - ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。
 - エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。

- オ 審査支払機関に対し、磁気テープ・フロッピーディスク・光ディスクを 用いたレセプトの電子的請求をすること。
- (2) 改修(一部増築を含む)により療養病床を整備する病院(ただし整備区域おいて一般病床から療養病床に転換する病院を除く。) 次の①から④をすべて満たすこと。
 - ① 改修(一部増築を含む)により整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡ 以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保すること。
 - ② 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。
 - ③ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院については病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わない ことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

- ④ 療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること。
- (3) 結核病棟改修等整備事業

(絶対条件)

次の①から⑤をすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみ行う場合においても補助対象事業とする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条の規定に基づく感染症指定医療機関(結核病棟を有するものに限る。)であること。
- ② 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。
- ③ 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上)、かつ、1床当たりの病棟面積を1.8㎡以上(改修の場合は1.6㎡以上)確保すること。
- ④ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ⑤ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、都道府県全域で病床利用率が極めて低く、また、病院間の病床利用率の格差が大きい実情

に鑑み、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都道府県 内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院にお ける病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わない ことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

(加算条件)

陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

(4)診療所

次のいずれかを満たすこと。

① 承継に伴う診療所の施設整備 次のアからオのすべてを満たすこと。

ア 以下のいずれかの条件に該当し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年 度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。

(ア) 次のいずれかの地域に所在する診療所

- ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づ く指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条 第1項に規定する地域(過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第 15号)の失効に伴う経過措置については、別に定める。)
- 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づ く指定地域
- 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規 定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条 第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づ く指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく指定地域
- (イ) 独立行政法人福祉医療機構が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所

- イ 救急患者の搬入口の整備をすること。
- ウ 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備をすること。
- エ 療養指導室の整備をすること。
- オ 小児科を標榜するものについては、乳幼児を抱える母親の通院等のため の環境整備(授乳室、託児室等)をすること。
- ② 改修等(新規開設を除く)により療養病床を整備する診療所(ただし整備 区域において一般病床から療養病床に転換する診療所を除く。) 次のアからオをすべて満たすこと。
 - ア 都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること。
 - イ 整備区域の病床数は、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号(以下「平成10年改正省令」という。))の施行の際現に医療法第7条第1項の開設の許可を受けている診療所、又は第8条の届け出を行っている診療所の病床数の範囲内であること。

なお、増床を伴う整備計画でないこと。

ウ 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、築後概ね30年以上経過していること。

なお、移転新築の場合は、同一医療圏内での整備計画であること。

- エ 改修等により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。
 - (ア) 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する
 - (イ) 1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する
- オ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。 (談話室は、患者食堂と兼用でも可)

(5)療養病床療養環境改善事業

病院・診療所における療養病床の療養環境改善のための整備事業において、 次の①から③をすべて満たすこと。

- ① 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること。
- ② 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、①の整備に当たり既 存病室を転用する場合はこの限りでない。
- ③ 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の 基準を満たすこと。なお廊下幅に限り、医療法施行規則等の一部を改正する

省令(平成5年厚生省令第3号)附則、平成10年改正省令附則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとすること。

(6)介護老人保健施設等整備事業

医学的管理の下に介護・リハビリ等を行う介護老人保健施設等を整備するに あたって、次の①~④をすべて満たすこと。

- ① 既存の病院若しくは有床診療所の病床を削減(病床の廃止も含む)した上で、介護老人保健施設を整備すること。ただし、廃止する場合には、診療所(既存の病院の外来部門を活用することも可能とする。)を併設させること。
- ② 介護老人保健施設の定員は削減病床数の範囲内とする。
- ③ 既存の病院若しくは有床診療所の患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づいて入所させる場合の整備に限るものとする。
- ④ 介護老人保健施設の整備に当たっては第4期介護保険事業計画に基づく参酌標準の範囲内での整備であること。

アスベスト除去等整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、 除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者 (但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行 政法人を除く。)

3 事業内容

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の 措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアス ベスト等を含有する廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。

地球温暖化対策施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所(以下「病院等」という。)の 整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、 又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする(ただし、地方公共 団体及び地方独立行政法人を除く。)。

3 事業内容

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2)整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10年法律第117号)第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前よ り減少することが見込まれるものであって、整備内容の例の概要は以下のとおりと する。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用す るための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を 行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱

1. 目的

潜在看護職員の再就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在看護師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員の確保を図るとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図る。

2. 委託先都道府県

3. 事業の内容

都道府県が看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在看護師等を対象に教育研修が充実している病院での臨床実務研修及び看護職員の確保が困難な地域・医療機関に指導看護師と研修看護師等を派遣し、臨床実務研修を行うとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図るための実務研修を行うものとする。

4. 事業の実施

(1) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の企画、立案 及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

(2) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施 事業の実施期間、定員

ア 実施期間 20日~60日程度

イ 定 員 10人程度

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施の進捗に あわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、 厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。 医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び臨床研 修費等補助金交付要綱

(通 則)

1 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補

助金等交付規則 (平成12年 厚生省 令第6号) の規定によるほか、この 交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所(以下「看護師等養成所」という。)における教育内容の向上、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかかれる医療の確保を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 医療関係者養成確保対策費等補助金(看護師等養成所運営事業)
 - ア 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知 「「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業の実施につい て」(以下「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要 綱」と いう。)に基づき都道府県が行う事業
 - イ 看護師等養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校は除く。)の運営事業に対して都道府県が補助 する次に掲げる事業
 - (7) 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業
 - a 社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会 福祉法人北海道社会事業協会は除く)
 - b 国家公務員共済組合及びその連合会
 - c 健康保険組合及びその連合会

- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 社団法人及び財団法人

ただし、上記のうちf及びgについては、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。 (ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)

- (イ) 「看護師養成所2年課程(通信制)導入促進事業実施要綱」に 基づき次に掲げる者が行う看護師等養成所2年課程(通信制)導 入促進事業
 - a 社会福祉法人 (ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会 福祉法人北海道社会事業協会は除く)
 - b 国家公務員共済組合及びその連合会
 - c 健康保険組合及びその連合会
 - d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - e 学校法人及び準学校法人
 - f 医療法人
 - g 社団法人及び財団法人
 - h その他厚生労働大臣が認める者
- (ウ) 平成20年3月31日医政発第0331025号厚生労働省医政局長通知「助産師養成所開校促進事業の実施について」に基づき次に掲げる者が行う助産師養成所開校促進事業
 - a 日本赤十字社
 - b 社会福祉法人
 - c 全国厚生農業協同組合連合会
 - d 国家公務員共済組合及びその連合会
 - e 健康保険組合及びその連合会
 - f 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - g 学校法人及び準学校法人
 - h 医療法人
 - i 社団法人及び財団法人
 - i その他厚生労働大臣が認める者
- (2) 医療関係者研修費等補助金
 - ア 中央ナースセンター (看護職員確保センター) 事業 平成5年5月6日健政発第297号厚生省健康政策局長通知「中央

ナースセンター事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会 が行う事業

イ 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」の別紙2に基づき社団 法人日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会及び社団法人全 国社会保険協会連合会が行う看護職員専門分野研修

ウ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業

エ プログラム責任者養成講習会事業

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

才 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(7) プログラム責任者講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

(4) 歯科医師臨床研修指導医一般講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

力 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成16年10月14日医政発第1014002号厚生労働省医政局長通知 「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」に基づ き財団法人医療研修推進財団が行う事業

キ 薬剤師実務研修等事業

平成17年3月31日薬食発第0331029号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師研修センターが行う事業

ク 専門薬剤師研修事業

平成18年6月6日薬食発第0606003号厚生労働省医薬食品局長通知 「専門薬剤師研修事業の実施について」に基づき社団法人日本病院薬 剤師会が行う事業